

周南市中小企業等経営課題解決支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等の経営課題解決に向けた自主的な取組を支援することにより、事業の継続・拡大・創出を図るとともに、地域経済の活性化を実現することを目的として、予算の範囲内において周南市中小企業等経営課題解決支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号の政令で定める業種に属する事業を、市内の事務所又は店舗（以下「事業所」という。）で営む中小企業者又は個人事業主をいう。
- (2) 中小企業者 次に掲げる全てに該当する者をいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、個人を除く者であること。
 - イ 申請日時点で、法人等を設立又は開設したことを市に届け出ていること。
- (3) 個人事業主 次に掲げる全てに該当する者をいう。
 - ア 申請日時点で、市に住民登録があること。
 - イ 申請日時点で、次のいずれかに該当していること。
 - (ア) 所得税法（昭和40年法律第33号）第27条に規定する事業所得に係る同法第120条又は第143条に規定する申告書を税務署長に提出していること。
 - (イ) 所得税法第27条に規定する事業所得に係る周南市市税条例（平成15年周南市条例第55号）第36条の2に規定する申告書を市長に提出していること。
 - (ウ) 所得税法第229条に規定する開業等の届出書を税務署長に提出していること。
- (4) 相談窓口 次に掲げるものをいう。
 - ア 徳山商工会議所

- イ 新南陽商工会議所
- ウ 都濃商工会
- エ 熊毛町商工会
- オ 鹿野町商工会
- カ 公益財団法人周南地域地場産業振興センター
- キ 公益財団法人やまぐち産業振興財団山口県よろず支援拠点

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、中小企業等であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 本市において市税を滞納している者
- (2) 周南市暴力団排除条例（平成23年周南市条例第23号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (3) 前年度に本補助金の交付決定を受けた者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 相談窓口で、指導や助言などを2回以上受けて策定した事業計画に基づいて行う、経営課題解決を図るための事業であること。
- (2) 中小企業信用保険法第2条第1項第1号の政令で定める業種に属する事業であること。
- (3) 国や他の地方公共団体から補助金、交付金、助成金その他これらに類する財政的支援を受けて実施する事業でないこと。

(補助金の交付対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象事業の実施に要する経費
- (2) 第8条に基づく交付決定後に着手した事業に要する経費
- (3) 市内の事業所で実施する事業に要する経費。ただし、商談会や展示会など、市外で実施する必要がある事業に要する経費については、この限りでない。

(4) 次のいずれにも該当しない経費

ア 通常の事業活動のための経費や単なる取替え・更新など、経営課題の解決を図る事業に要する経費と認められないもの。

イ 汎用性が高く、目的外使用になり得る経費。ただし、選定理由書が添付されている場合は、この限りでない。

ウ 代表者が代表に就いている他の事業者への発注に伴う経費

エ 接待交際費や食糧費その他これらに類する飲食等に関する経費

オ 本事業の事業計画を作成するための経費

カ 本事業の実施に係る自社の人件費

キ 租税公課

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等」という。）を除く。）の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、周南市中小企業等経営課題解決支援補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、6月30日までに市長に提出しなければならない。

(1) 周南市中小企業等経営課題解決支援補助金経営課題解決事業計画書（別記様式第2号）

(2) 前号の内容を補足する資料（図面、カタログの写し等）

(3) 申請者の財務状況を示す資料

(4) 見積書の写し（補助対象経費の1件当たりの支払い金額（消費税等を除く。以下同じ。）が3万円未満の場合は不要とし、1件当たりの支払い金額が3万円以上10万円未満の場合は1者以上から徴取した見積書の写しを、1件当たりの支払い金額が10万円以上の場合は2者以上から徴取した見積書の写しを、中古品を購入した場合は2者以上の中古販売事業者から徴取した同等品の見積書の写しをそれぞれ必要とする。ただし、2者以上から見積書を徴取することが困難な場合

は、その理由を具体的かつ明確に記載した理由書及び1者から徴取した見積書の写しを提出することで、これに代えることができる。)

(5) 中小企業等であることが確認できる書類の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一の中小企業等につき毎年度1回限りとする。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、周南市中小企業等経営課題解決支援補助金交付決定通知書(別記様式第3号)又は周南市中小企業等経営課題解決支援補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定を受けた補助対象事業(以下「補助事業」という。)を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、周南市中小企業等経営課題解決支援補助金に係る補助事業の(変更・中止・廃止)承認申請書(別記様式第5号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、周南市中小企業等経営課題解決支援補助金に係る補助事業の(変更・中止・廃止)承認通知書(別記様式第6号)により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、周南市中小企業等経営課題解決支援補助金実績報告書(別記様式第7号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、周南市中小企業等経営課題解決支援補助金確定通知書

(別記様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、周南市中小企業等経営課題解決支援補助金請求書(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。